

## 電子契約（電子取引）に関する参考情報

### ● 税務署の承認

「法人が電子取引をした場合には、その電子取引に係る電磁的記録を、一定の要件を満たす方法により保存する必要があります。なお、税務署長の承認は要件となっておりませんので、すべての法人が対象となります。」  
タックスアンサー→法人税>その他>No.5930帳簿書類等の保存期間及び保存方法  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5930.htm>

### ● 収入印紙の取扱い

「文書課税である印紙税においては、電磁的記録により作成されたものについて課税されないこととなるのは御指摘のとおりである。」  
第162回国会（常会）答弁書第九号内閣参質一六二第九号 平成十七年三月十五日 内閣総理大臣小泉純一郎  
<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/162/touh/t162009.htm>  
福岡国税局>文書回答事例>印紙税その他の間接税  
>請負契約に係る注文書を電磁的記録に変換して電子メールで送信した場合の印紙税の課税関係について  
[https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/bunshokaito/inshi\\_sonota/081024/01.htm](https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/bunshokaito/inshi_sonota/081024/01.htm)

### ● 課税対象文書

質疑応答事例>印紙税目次一覧>申込書、注文書、依頼書等と表示された文書の取扱い  
<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/inshi/02/04.htm>

## 電子契約（電子取引）関連法規

### ● 電子帳簿保存法（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律）

#### 第二条（定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（第一号～第五号、第七号略）

六 電子取引 取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。以下同じ。）の授受を電磁的方式により行う取引をいう。

#### 第十条（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）

所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。ただし、財務省令で定めるところにより、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合は、この限りでない。

### ● 電子帳簿保存法 施行規則

#### 第三条（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）

法第四条第一項の承認を受けている保存義務者は、次に掲げる要件に従って当該承認を受けている国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をしなければならない。

（第一号、第二号略）

三 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に併せて、次に掲げる書類（当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理に当該保存義務者が開発したプログラム（法第六条第一項に規定するプログラムをいう。以下この条及び第五条第二項において同じ。）以外のプログラムを使用する場合にはイ及びロに掲げる書類を除くものとし、当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理を他の者（当該電子計算機処理に当該保存義務者が開発したプログラムを使用する者を除く。）に委託している場合にはハに掲げる書類を除くものとする。）の備付けを行うこと。

- イ 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの概要を記載した書類
- ロ 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの開発に際して作成した書類
- ハ 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの操作説明書
- 二 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理並びに当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書並びに当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類）
- 四 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明らかな状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。
- 五 当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこと。
  - イ 取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目（以下この号において「記録項目」という。）を検索の条件として設定することができること。
  - ロ 日付け又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。
  - ハ 二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。

#### 第八条（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）

法第十条に規定する保存義務者は、電子取引を行った場合には、次項又は第3項に定めるところにより同条ただし書の書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合を除き、当該電子取引の取引情報（法第二条第六号に規定する取引情報をいう。）に係る電磁的記録を、当該取引情報の受領が書面により行われたとした場合又は当該取引情報の送付が書面により行われその写しが作成されたとした場合に、国税に関する法律の規定により、当該書面を保存すべきこととなる場所に、当該書面を保存すべきこととなる期間、次の各号に掲げるいずれかの措置を行い、第三条第1項第四号及び第五項第七号において準用する同条第1項第三号（同号イに係る部分に限る。）及び第五号に掲げる要件に従って保存しなければならない。

- 一 当該取引情報の授受後遅滞なく、当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すとともに、当該電磁的記録の保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと。
- 二 当該電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿った運用を行い、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行うこと。  
（第2項、第3項略）

## コントラクトマネジメント株式会社

〒111-0051 東京都台東区蔵前 4-13-1 蔵タカビル 1003

TEL 050-3691-3517

Mail [info@contract-mgt.jp](mailto:info@contract-mgt.jp)

Web <https://www.contract-mgt.jp/>

（電気通信事業届出 A-28-15502）

